

○総務省告示第四百三十八号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第十二条第一号の規定に基づき、昭和二十二年逓信省告示第三百八十四号（郵便法第十二条第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物指定の件）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から施行する。

平成二十六年十二月二十二日

総務大臣 山本 早苗

第九項(一)中「第四条に規定するもの」の下に「（同条第一号括弧書に規定する六フツ化ウランを除く。）」を加え、「同条第一号及び第二号」を「同号及び同条第二号」に改める。